

保育の優先利用基準

一の保育所等の受入児童数を超える保護者からの利用の申請があったときは、当該保育所等を利用する児童を決定するための選考を実施する。選考方法は、下記のランク区分のAからFの順に決定するものとし、ランク区分が同じ場合は、基準点及び調整点の合計点が高い順に決定するものとする。

ランク区分及び基準点表

類型		保護者の状況		ランク区分	基準点	
		状況細目				
1 就労	(1) 居宅外での就労(自営を含む)	週5日以上勤務し、週40時間以上の就労を常態としている場合		B	100	
		週5日以上勤務し、週35時間以上40時間未満の就労を常態としている場合		C	90	
		週4日以上勤務し、週30時間以上の就労を常態としている場合		D	80	
		週4日以上勤務し、週25時間以上30時間未満の就労を常態としている場合		D	70	
		週3日以上勤務し、週20時間以上の就労を常態としている場合		D	60	
		週3日以上勤務し、週15時間以上20時間未満の就労を常態としている場合		E	40	
		週3日以上勤務し、週12時間以上15時間未満の就労を常態としている場合		E	30	
	(2) 居宅内での就労	(中心者は+1.0点)	週5日以上勤務し、週40時間以上の就労を常態としている場合		B	90
			週5日以上勤務し、週35時間以上40時間未満の就労を常態としている場合		C	80
			週4日以上勤務し、週30時間以上の就労を常態としている場合		D	70
			週4日以上勤務し、週25時間以上30時間未満の就労を常態としている場合		D	60
			週3日以上勤務し、週20時間以上の就労を常態としている場合		E	50
			週3日以上勤務し、週15時間以上20時間未満の就労を常態としている場合		F	30
			週3日以上勤務し、週12時間以上15時間未満の就労を常態としている場合		F	20
内職	週5日以上勤務し、週30時間以上の就労を常態としている場合		D	60		
	週3日以上勤務し、週20時間以上の就労を常態としている場合		E	50		
	週3日以上勤務し、週15時間以上20時間未満の就労を常態としている場合		F	30		
	週3日以上勤務し、週12時間以上15時間未満の就労を常態としている場合		F	20		
2	妊娠・出産	妊娠中であるか又は出産後間がない場合(出産予定日の属する月の2か月前の初日から「出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日」までの期間)		D	60	
3 疾病・負傷・障がい	疾病・負傷	1か月以上入院する場合又は常時臥床の場合		B	100	
		居宅内療養	安静を要すると診断された場合又は日常生活動作に支障をきたしている場合	C	80	
			(1か月以上) 上記以外で通院加療が必要な場合	F	30	
	障がい	「身体障害者手帳1、2級所持」、「聴覚障害者1～3級所持」、「精神障害者保健福祉手帳所持」、「療育手帳A所持」、「介護保険の要介護度が3～5」のいずれかに該当する場合		B	100	
「身体障害者手帳3級所持」、「聴覚障害者4級所持」、「療育手帳B所持」、「介護保険の要介護度が1、2」のいずれかに該当する場合		D	60			
「身体障害者手帳4～6級所持」、「介護保険の要介護度が要支援」のいずれかに該当する場合		F	30			
4	介護・看護	同居の親族(長期入院等の親族を含む。)を常時介護又は看護している場合		介護・看護に要する日数及び時間を基に、類型1(2)を準用		
5	災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合(自宅の罹災にかかるもの)		A	—	
		震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合(上記以外)		災害の復旧に要する日数及び時間を基に、類型1を準用		
6	求職活動中	求職活動(起業の準備を含む。)を継続的に行っている場合		F	5	
7	就学等	学校、専修学校、各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学している場合又は職業訓練等を受けている場合		就学等に要する日数及び時間を基に、類型1(2)を準用		
8	虐待・DV	児童虐待を行っている場合若しくは再び行われるおそれがあると認められる場合又は配偶者からの暴力により子どもの保育を行うことが困難であると認められる場合		A	—	
9	育児休業中の転園	育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもが転園する場合		F	20	
10	その他	類型1～9に該当するもののほか、これらに類するものとして市が認める事由に該当する場合		類型1～9を準用		

備考

- 世帯内の全ての保護者のランク区分及び基準点を判定し、各保護者のランク区分及び基準点が異なる場合は、最も低いものを採用する。
- 勤務時間については、原則として拘束時間(休憩を含む労働時間)とする。
- 勤務時間が拘束時間とされない勤務形態(契約外交員・ポスティングなど)の居宅外での就労は、類型1(2)の内職を適用する。
- 就労時間については、原則として勤務時間に移動時間(保育所等と職場間の移動に要する時間として1日1時間)を加えたものとする。
- 利用開始希望月からの就労が確定又は内定している場合は、類型1を準用する。
- 障がい児の保育の利用については、この基準に定めるもののほか、「釧路市障がい児保育事業実施要綱」によるものとする。

保育の優先利用基準

一の保育所等の受入児童数を超える保護者からの利用の申請があったときは、当該保育所等を利用する児童を決定するための選考を実施する。選考方法は、下記のランク区分のAからFの順に決定するものとし、ランク区分が同じ場合は、基準点及び調整点の合計点が高い順に決定するものとする。

ランク区分及び基準点表

類型		保護者の状況		ランク区分	基準点	
		状況細目				
1 就労	(1) 居宅外での就労(自営を含む)	週5日以上勤務し、週40時間以上の就労を常態としている場合		B	100	
		週5日以上勤務し、週35時間以上40時間未満の就労を常態としている場合		C	90	
		週4日以上勤務し、週30時間以上の就労を常態としている場合		D	80	
		週4日以上勤務し、週25時間以上30時間未満の就労を常態としている場合		D	70	
		週3日以上勤務し、週20時間以上の就労を常態としている場合		D	60	
		週3日以上勤務し、週15時間以上20時間未満の就労を常態としている場合		E	40	
		週3日以上勤務し、週12時間以上15時間未満の就労を常態としている場合		E	30	
	(2) 居宅内での就労	(中心者は+1.0点)	週5日以上勤務し、週40時間以上の就労を常態としている場合		B	90
			週5日以上勤務し、週35時間以上40時間未満の就労を常態としている場合		C	80
			週4日以上勤務し、週30時間以上の就労を常態としている場合		D	70
			週4日以上勤務し、週25時間以上30時間未満の就労を常態としている場合		D	60
			週3日以上勤務し、週20時間以上の就労を常態としている場合		E	50
			週3日以上勤務し、週15時間以上20時間未満の就労を常態としている場合		F	30
			週3日以上勤務し、週12時間以上15時間未満の就労を常態としている場合		F	20
内職	週5日以上勤務し、週30時間以上の就労を常態としている場合		D	60		
	週3日以上勤務し、週20時間以上の就労を常態としている場合		E	50		
	週3日以上勤務し、週15時間以上20時間未満の就労を常態としている場合		F	30		
	週3日以上勤務し、週12時間以上15時間未満の就労を常態としている場合		F	20		
2	妊娠・出産	妊娠中であるか又は出産後間がない場合(出産予定日の属する月の2か月前の初日から「出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日」までの期間)		D	60	
3 疾病・負傷・障がい	疾病・負傷	1か月以上入院する場合又は常時臥床の場合		B	100	
		居宅内療養	安静を要すると診断された場合又は日常生活動作に支障をきたしている場合	C	80	
			(1か月以上) 上記以外で通院加療が必要な場合	F	30	
	障がい	「身体障害者手帳1、2級所持」、「聴覚障害者1～3級所持」、「精神障害者保健福祉手帳所持」、「療育手帳A所持」、「介護保険の要介護度が3～5」のいずれかに該当する場合		B	100	
「身体障害者手帳3級所持」、「聴覚障害者4級所持」、「療育手帳B所持」、「介護保険の要介護度が1、2」のいずれかに該当する場合		D	60			
「身体障害者手帳4～6級所持」、「介護保険の要介護度が要支援」のいずれかに該当する場合		F	30			
4	介護・看護	同居の親族(長期入院等の親族を含む。)を常時介護又は看護している場合		介護・看護に要する日数及び時間を基に、類型1(2)を準用		
5	災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合(自宅の罹災にかかるもの)		A	—	
		震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合(上記以外)		災害の復旧に要する日数及び時間を基に、類型1を準用		
6	求職活動中	求職活動(起業の準備を含む。)を継続的に行っている場合		F	5	
7	就学等	学校、専修学校、各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学している場合又は職業訓練等を受けている場合		就学等に要する日数及び時間を基に、類型1(2)を準用		
8	虐待・DV	児童虐待を行っている場合若しくは再び行われるおそれがあると認められる場合又は配偶者からの暴力により子どもの保育を行うことが困難であると認められる場合		A	—	
9	育児休業中の転園	育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもが転園する場合		F	20	
10	その他	類型1～9に該当するもののほか、これらに類するものとして市が認める事由に該当する場合		類型1～9を準用		

備考

- 世帯内の全ての保護者のランク区分及び基準点を判定し、各保護者のランク区分及び基準点が異なる場合は、最も低いものを採用する。
- 勤務時間については、原則として拘束時間(休憩を含む労働時間)とする。
- 勤務時間が拘束時間とされない勤務形態(契約外交員・ポスティングなど)の居宅外での就労は、類型1(2)の内職を適用する。
- 就労時間については、原則として勤務時間に移動時間(保育所等と職場間の移動に要する時間として1日1時間)を加えたものとする。
- 利用開始希望月からの就労が確定又は内定している場合は、類型1を準用する。
- 障がい児の保育の利用については、この基準に定めるもののほか、「釧路市障がい児保育事業実施要綱」によるものとする。

現行

別表 2 (3条関係)

調整点表

類 型	状 況	調整点
a ひとり親世帯	児童が母又は父のみに養育されている場合	10
b 単身赴任家庭	保護者のどちらかが単身赴任等で同居しない場合	5
c 兄弟姉妹入所	希望する保育所等に兄弟姉妹が通っている場合又は兄弟姉妹が同時に保育の利用を開始する場合	5
d 療育児童	児童の療育上、特に配慮が必要であると客観的に認められる場合	10
e 親の就労支援	育児休業と保育の多様な選択を支える切れ目のない支援として、配慮が必要であると認められる乳児の場合	5
f 転園	転居又は勤務先の変更等に伴い、現在通っている保育所等への通所に支障をきたすと認められる場合	5
g 生活保護世帯	生活保護世帯で、保育の実施により自立が見込まれる場合	5
h 生計中心者の失業	生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合	5
<u>i 小規模保育</u>	小規模保育事業等の卒園児が保育を利用しようとする場合	<u>5</u>
j 多子世帯	児童が第3子以降である場合	5
<u>k 保育料未納世帯</u>	<u>保育料を6か月分以上滞納し、かつ、納付の相談がない又は納付の相談はあったが保育料を納付しない場合</u>	<u>-100</u>
l 夜間就労等	保育を利用する時間帯以外の時間に就労している場合	-25
m 祖父母の状況	65歳未満の就労していない祖父母と同居している場合	-5

備考

- 同時に複数の類型に該当する場合は、該当する類型の全ての調整点の合計点を世帯の調整点とする。
- 同一世帯からの保育の利用希望児童が2人以上あった場合は、各児童の調整点のうち最も高いものを世帯の調整点とする。

改正案

別表 2 (3条関係)

調整点表

類 型	状 況	調整点
a ひとり親世帯	児童が母又は父のみに養育されている場合	10
b 単身赴任家庭	保護者のどちらかが単身赴任等で同居しない場合	5
c 兄弟姉妹入所	希望する保育所等に兄弟姉妹が通っている場合又は兄弟姉妹が同時に保育の利用を開始する場合	5
d 療育児童	児童の療育上、特に配慮が必要であると客観的に認められる場合	10
e 親の就労支援	育児休業と保育の多様な選択を支える切れ目のない支援として、配慮が必要であると認められる乳児の場合	5
f 転園	転居又は勤務先の変更等に伴い、現在通っている保育所等への通所に支障をきたすと認められる場合	5
g 生活保護世帯	生活保護世帯で、保育の実施により自立が見込まれる場合	5
h 生計中心者の失業	生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合	5
<u>i 小規模保育</u>	小規模保育事業等の卒園児が保育を利用しようとする場合	<u>10</u>
j 多子世帯	児童が第3子以降である場合	5
<u>k 保育士資格等保有者</u>	<u>保育士資格等保有者が釧路市内に所在する保育施設等(認可保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業、市が実施する子育て支援施設)の保育業務に従事する場合。又は、市が実施する放課後児童健全育成事業に従事する場合</u>	<u>10</u>
l 夜間就労等	保育を利用する時間帯以外の時間に就労している場合	-25
m 祖父母の状況	65歳未満の就労していない祖父母と同居している場合	-5

備考

- 同時に複数の類型に該当する場合は、該当する類型の全ての調整点の合計点を世帯の調整点とする。
- 同一世帯からの保育の利用希望児童が2人以上あった場合は、各児童の調整点のうち最も高いものを世帯の調整点とする。